

平成26年9月17日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官 様
農林水産大臣
内閣府特命担当大臣
(規制改革担当大臣)

下諏訪町議会議長 中村 奎 司

農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とした支援を求める意見書

我が国の農業において、農業者の高齢化や後継者不足による担い手の不足は深刻であり、遊休農地や耕作放棄地の増加など諸課題は山積しています。農業者の所得向上と地域農業の持続的な発展に向けた農業関係者の積極的な取組と改善は不可欠です。

このような中、農業協同組合は、地域農業や農村の維持や地域の重要なライフラインとしての役割を担ってきたところであり、また、新たな農業施策の推進や災害からの復興などにおいても行政と一体となった取組を行い、地域に欠かすことのできない存在となっています。

しかし、今般の規制改革に係る議論の末、政府が本年6月24日に決定した「規制改革実施計画」、「農林水産業・地域の活力創造プラン改訂版」では、今後5年間で農業協同組合に係る改革集中推進期間と位置付け、中央会制度の見直しや、全国農業協同組合連合会の株式会社化、准組合員の事業利用のあり方を見直しをすると提示されています。

よって、国においては、農政改革を進めるに当たり、農業協同組合が地域で果たしてきた役割等を踏まえ、慎重な議論を行うとともに、その組織及び事業に関する自己改革を後押しするような支援を行うよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。